

中津市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要】

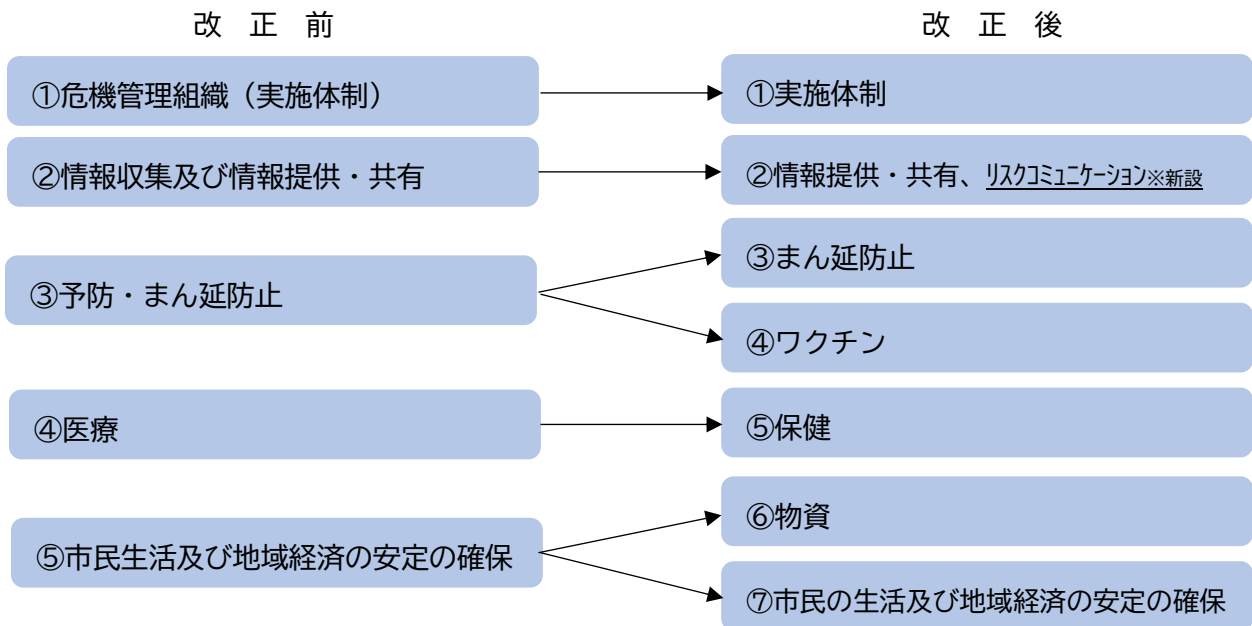
1. 改定の背景・主旨

- ・ 本計画は平成 20 年の策定後、平成 25 年 4 月の新型インフルエンザ等特別措置法（特措法）の施行に基づき、平成 26 年 1 月に第 2 版、平成 27 年 3 月に第 3 版に改定した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すことを目的に、令和 6 年 7 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（国計画）が、令和 7 年 5 月には大分県新型インフルエンザ等対策行動計画（県計画）がそれぞれ全面的に改訂された。
- ・ 中津市においても、国、県の計画改定を踏まえ、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には感染症の特徴や科学的知見を踏まえ迅速かつ着実な対策を実施するため、本計画を改定する。

2. 改定のポイント

- ・ 国や県との連携を強化することで統一的な対応を可能とするため、本計画の改定内容については、国計画や県計画との整合性を持たせる。
- ・ 国や県の役割を踏まえ、市が行うべき対策項目を整理する。
- ・ 対策項目を整理し、対策項目を軸として各項目を 3 期に分けて記載する。

◆対策項目の整理



◆時期区分の再設定

改正前（5期）	改正後（3期）	
①未発生期	①準備期	国内外における新型インフルエンザ等の発生を探知するまで
②海外発生期		探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで
③国内発生期	②初動期	基本的対処法方針が実行されて以降から終息まで
④国内感染期	③対応期	基本的対処法方針が実行されて以降から終息まで
⑤小康期		

3. 計画の概要

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	
第2章 市行動計画の作成と感染症危機対応	
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取り組み等	
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	第4章 ワクチン
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平時からの情報共有・連携体制の確認や訓練</u> ・ 市行動計画等の作成や体制整備・強化 ・ 国及び地方公共団体等の連携の強化 ・ 職員の派遣、応援の対応 ・ 市対策本部の設置、廃止 ・ <u>必要な予算の確保、財政上の措置</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン接種に必要な資材の準備、供給 ・ 接種体制の構築（特定接種、住民接種） ・ <u>ワクチンの疑問や不安に関する住民への情報提供・共有</u> ・ 接種体制の確保、拡充 ・ <u>接種記録の管理</u> ・ <u>健康被害救済</u>
第2章 情報提供・共有、<u>リスクコミュニケーション</u>	第5章 保健
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生前・発生時の情報提供・共有とその体制整備 ・ 感染状況等の情報提供・共有 ・ <u>双方向のコミュニケーションの実施</u> ・ <u>偏見・差別等や偽・誤情報への対応</u> ・ 国からの要請による相談窓口等の設置・継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や保健所との連携による情報共有と対策の妥当性確認 ・ 健康観察及び日常生活への支援
	第6章 物資
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策物資等の備蓄・備蓄状況の定期的な確認 ・ 物資供給に関する近隣団体との相互協力
第3章 まん延防止	第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 ・ まん延防止対策の要請（基本的な感染対策、健康管理や受診勧奨、臨時休業等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民生活及び社会経済活動の安定の確保（連携のための情報共有体制の整備、物資及び資材の備蓄、生活支援を要する者への支援、教育及び学びの支援、生活関連物資等の価格安定など、火葬体制の構築、ライフラインの維持、事業者への支援など）

※下線の_____は追加、_____は具体化されたもの